

## 凡 例

- 一、本資料集は、東京都公文書館に所蔵されている文書で、明治十八年（一八八五）の英吉利法律学校の創設以後、東京法学院、東京法学院大学、中央大学を経て、大学令による中央大学となる大正九年（一九二〇）までの文書を収録した。
- 一、参考として、中央高等予備校・三菱商業学校・明治義塾・東京英語学校関係文書を収録した。
- 一、史料の見出しは、その内容にそくして適宜附した。
- 一、史料の漢字は常用漢字表を使用し、常用漢字表にない漢字および固有名詞の特別な文字については、そのまま使用した。また合字およびかなづかいは原文のままにした。
- 一、史料の収録にあたり、疑義が生じた場合は適宜（ママ）を附し、あるいは傍に括弧に入れて注記した。
- 一、抹消・貼紙の部分は重要と思われるものに限って注記した。
- 一、欄外の書き入れは、「（欄外注記）」として史料の末尾に記した。
- 一、公的な印はすべて回と記し、人名を記して私印が附してある場合は「（印）」、私印のみの場合は「（〇〇印）」と記した。